

障第 1464 号
平成 31 年 3 月 14 日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

平成 31 年度介護給付費及び障害児給付費等算定に係る
体制等に関する届出書について（通知）

介護給付費及び障害児給付費等算定に係る体制等に関する届出書については、通常、算定を開始する前月の 15 日以前に提出された場合には、翌月 1 日から算定することとされています。

ただし、前年度または前年度末日の実績に応じて基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるものについては、県が指定する期限までに届出があり、要件等の不備がなく受理可能となれば、4 月 1 日に遡っての算定を認めることとしています。

該当がある場合は、下記により遅滞なく届出いただきますようお願いします。

記

1 届出期限

平成 31 年 4 月 15 日（月）【必着】

2 届出書類（様式等は岐阜県公式ホームページに掲載しています）

岐阜県公式ホームページ

（障害者総合支援法関係・様式等）

http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/index_4812.html

（児童福祉法関係・様式等）

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/zidou.html>

3 届出先

【平成 31 年 3 月 31 日まで】

岐阜県健康福祉部 障害福祉課 事業所指導係

（〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁 10 階）

【平成 31 年 4 月 1 日以降】

**(1) 岐阜圏域（羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町）
に所在する指定事業所・施設**

岐阜市内に所在する指定障害児入所施設

- 岐阜県健康福祉部 岐阜地域福祉事務所 福祉課
(〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁 2 階)

(2) 岐阜市内に所在する指定障害児通所支援事業所

- 岐阜市福祉部 障がい福祉課
- ※ 平成 31 年 4 月 1 日から指定等に関する権限を岐阜市へ移譲します。
- ※ 体制様式（届出書）のあて先は「岐阜市長」としてください。

(3) 上記（1）、（2）以外の指定事業所・施設

- 岐阜県健康福祉部 障害福祉課 事業所指導係（従前どおり）

4 届出を要する報酬・加算等（前年度の実績が算定要件）

人員配置体制加算や視覚・聴覚言語障害者支援体制加算等、前年度の実績が加算の算定要件とされているものについては、年度当初において自己点検を行ってください。自己点検を行った結果、これまでの加算区分と変更がない場合は、届出の必要はありません。なお、必要に応じて提供いただく場合がありますので、届出の有無にかかわらず、前年度実績に基づいた見直し結果の積算資料は必ず保管してください。

次の報酬・加算等は、点検結果に関わらず、届出が必要です。

(1) 就労移行支援

- 就労定着率区分
- 移行準備支援体制加算（I）
- 就労支援関係研修修了加算

(2) 就労継続支援A型

- 平均労働時間区分

(3) 就労継続支援B型

- 平均工賃月額区分

(4) 就労定着支援

- 就労定着率区分

(5) 児童発達支援

- 未就学児等支援区分

- ・前年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の延べ利用児童数全体

に占める未就学児の割合の実績に基づいて適用する報酬区分を決定する。

- ・当該報酬区分の変更に伴い、児童指導員等加配加算（Ⅱ）の算定要件を満たすこととなった場合、届出期限は同様に取扱う。

（6）放課後等デイサービス

■障害児状態等区分

- ・平成30年10月1日から平成31年3月31日までの6か月の延べ利用児童数全体に占める指標該当児の割合の実績に基づいて適用する報酬区分を決定する。
- ・平成30年度に「区分1の1」又は「区分1の2」を算定している場合は、算定区分の変更の有無に関わらず届出すること。
- ・当該報酬区分の変更に伴い、児童指導員等加配加算（Ⅱ）の算定要件を満たすこととなった場合、届出期限は同様に取扱う。

5 その他留意事項

- （1）「利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る届出書」は、毎年度、届出が必要となりますので、該当事業所は毎年4月中に届出してください。
- （2）職員配置の変更等により、加算等が算定されなくなる又は算定する単位数が減少する場合、必ず事前に届出を行ってください。届出することなく、そのまま給付費の請求を行った場合、不正請求となり、不当利得の返還措置のみならず、行政処分を行う可能性があります。加算の算定要件や人員配置区分を十分に確認願います。
- （3）福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の取扱いについては、平成31年1月16日付け障第1245号「平成31年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算に関する届出等について」、平成31年2月7日付け事務連絡「平成31年度における福祉・介護職員処遇改善加算等の取扱いについて」及び平成31年2月25日付け事務連絡「平成31(2019)年度における福祉・介護職員処遇改善加算等の取扱いについて」を参照ください。
- （4）平成31年3月31日までに岐阜市から指定を受けている事業所に係る届出については、岐阜市障がい福祉課へお問い合わせください。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	市 橋
電 話	058-272-1111 内線 2686		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		